

第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保

第1節 高齢者の住みよいまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

【現状・課題】

- 高齢化が急速に進行する中で、高齢者や障害者等が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加し、生きがいを持って暮らせる地域社会を実現するためには、高齢者等の日常生活や社会生活における自由な活動を制限している様々な障壁を取り除き、高齢者や障害者等が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりに、県、市町村、事業者及び県民が一体となって取り組むことが必要です。
- このため、鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー研修会の開催や広報誌「ありば」の発行など、思いやりの心の醸成等ソフト面のバリアフリー化と、道路、公園などの公共的施設や公共交通機関等を高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、ハード面のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者等が社会参加しやすい環境づくりに努めています。

【施策の方向】

- 福祉のまちづくりの普及啓発、ボランティア活動の推進、福祉教育の充実及び学習機会の提供等により、ソフト面のバリアフリー化を促進します。
- 道路、公園などの公共的施設を、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、条例の整備基準等に適合した県有施設、市町村有施設、民間施設の整備に努めます。
- 高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化の促進に努めます。
- 高齢者や障害者等の歩行の困難な方が公共的施設等を使用しやすくなるよう、県内共通の利用証を発行し、必要な方のための駐車スペースを確保する鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の普及啓発に努めます。

2 交通手段の確保

【現状・課題】

- 路線バスは、高齢者等のいわゆる交通弱者にとって必要不可欠な交通手段となっています。
- しかし、近年、運行事業者は、過疎化の進行やモータリゼーションの進展等による利用者の減少により極めて厳しい経営状況に置かれています。また、維持・存続が危ぶまれる集落においては、買い物や通院などの日常生活を支える交通手段の確保などの課題を抱えています。
- 今後、地域住民のセーフティネットとしての交通手段の確保のため、地元市町村や運行事業者等と連携して、地域住民による利用促進や運行系統の見直し等を進めつつ、国等の支援制度の活用により、真に必要なバス路線の維持を図る必要があります。

■各論 第6章 第1節、第2節■

- さらに、コミュニティバスや利用者からの電話予約等に応じて運行するデマンド型交通などの新たな輸送形態の導入などにより、住民のニーズにきめ細かく応える持続可能な地域公共交通体系の構築の促進にも積極的に取り組む必要があります。
- 障害等により、他人の介助によらずに移動が困難であり、公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人等が道路運送法に規定する登録を受け、実費の範囲以内の単価で個別輸送を行う福祉有償運送は、令和2年4月1日現在で、35団体（11市8町1村）で実施されています。
- 今後、NPO法人等の活動が広がり、市町村の区域を越える場合は、複数の市町村等で広域的に取り組むことも可能となっています。

【施策の方向】

- 国等の支援制度の活用により、地域住民の生活に必要な広域的・幹線的バス路線等を支援するとともに、市町村によるコミュニティバスやデマンド型交通などの新たな輸送形態の導入について、地域公共交通会議の場等を活用し促進するなど、関係者と連携を図りながら、地域のニーズに応じた地域公共交通体系の確保に努めます。
- 福祉有償運送について、市町村や福祉有償運送を検討するNPO法人等から運営協議会の設置及び運営に関する相談等があった場合には、運営協議会の設立、開催が円滑に進むよう助言を行います。

第2節 高齢者の安全な暮らしづくり

1 交通事故防止対策等の推進

(1) 交通事故防止対策の推進

【現状・課題】

高齢者の交通事故死者数は、平成15年から連續して全死者の過半数を占めており、今後も高齢化の進行に伴い、交通事故による高齢死者数の増加が懸念されます。

【図表6-2-1】高齢者の交通事故死傷者数及び歩行中の死傷者数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者の交通事故死者数	42人	39人	37人	38人
高齢者の歩行中の死傷者数	262人	249人	231人	213人

[県警交通企画課調べ]

【施策の方向】

高齢者の交通事故抑止対策として推進中の「シルバーサポート作戦」に基づき、以下の施策を積極的に推進します。

○ 交通安全運動の展開

「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」や各季の交通安全運動を積極的に展開し、高齢者の交通事故防止を図ります。

○ 交通安全ネットワークの構築

三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）、高齢者関係団体、市町村担当部署等との連携を密にした交通安全ネットワークを構築します。

○ 「参加・体験・実践型」交通安全教育の推進

交通安全教育車「さわやか号」の活用、安全運転サポート車の体験試乗、ナイトスクール等の参加・体験・実践型の安全教育を推進します。

○ 高齢者の保護誘導活動の強化

夜光反射材等の交通安全用品の普及促進活動、高齢者家庭を訪問しての個別指導の実施及び街頭における保護誘導活動を強化するとともに、一般運転者の交通マナーの向上を図ります。

○ 運転免許がなくても安心して暮らせる環境の整備

運転免許自主返納に係る支援の拡充、コミュニティバス等の移動手段の確保や利便性の向上等、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○ 広報啓発活動の積極的な推進

市町村等と連携し、ホームページ、各種広報媒体等の積極的な活用による広報啓発活動を推進します。

○ 高齢者にやさしい交通環境の整備

日常生活の場（生活道路等）における歩行者・自転車の安全確保のため、「ゾーン30」整備を推進するとともに、高齢者に分かりやすい大型・高輝度の標識や音響式歩行者誘導付加装置付信号の設置など、高齢者に配意した交通規制の実施及び交通安全施設の整備に努め、高齢者の安全な移動に資する、交通の安全・円滑化を図ります。

(2) 農作業事故防止対策の推進

【現状・課題】

- 農作業中の死亡事故は、過去10年間の年間平均で14件発生しており、うち農業機械による事故が約81%を占めており、65歳以上の高齢者の割合が約78%と高くなっています。

【施策の方向】

農作業事故防止のため、自治体や関係機関・団体と一緒にして、座談会、講習会、事故防止現地研修会等、あらゆる会合の場を利用して啓発活動を実施するとともに、マスメディアや広報誌、ホームページ等、各種広報媒体の積極的な活用による広報啓発活動を実施するなど、農作業事故防止対策を推進します。

2 消費者被害の未然防止

【現状・課題】

- 県に寄せられる消費生活相談は減少傾向にありますが、60歳以上の高齢者層からの相談割合は年々増加し、令和元年度には全体の相談件数の4割を超えました。
- 高齢者の消費者問題については、一人暮らしや判断力が低下した高齢者が、十分な判断ができないまま事業者と契約し、被害に巻き込まれるケース等が発生しています。

■各論 第6章 第2節 ■

- このような消費者被害の未然防止のためには、高齢者本人が問題意識を高めるとともに、家族や周りの方々が日頃から高齢者の様子を気にかけるなど、地域の高齢者等関係機関・団体と高齢者を見守る方々の連携した取組が重要となっています。

【図表6－2－2】消費生活相談件数 (単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	5,089	4,437	4,107
うち60歳以上の高齢者	1,927	1,757	1,729
構成比	37.9%	39.6%	42.1%

[県消費生活センター調べ]

【施策の方向】

- ホームページ等で悪質商法などの消費者トラブルに関する情報を迅速かつ的確に提供するとともに、高齢者を対象とした消費生活講座を開催し、市町村及び関係機関・団体と連携した消費者啓発を推進します。
- 県消費生活センターと高齢者等関係機関・団体からなる「鹿児島県消費者安全確保地域協議会」において情報共有を行い、関係機関・団体が連携した効果的な取組を推進します。
- 社会福祉協議会や地域で見守り活動を行っている様々な組織、民生委員、ホームヘルパー等見守りネットワークの構成員を対象に、消費者問題についての理解を深めるための講座を開催するとともに、啓発用チラシの配布等により情報を提供し、消費生活相談窓口の周知を図ります。
- 市町村における地域包括支援センター等での消費生活関連を含めた各種相談への対応や、高齢者に接する機会の多い方々を対象とした消費生活講座の開催、啓発チラシを配布するなど地域での見守り活動を支援します。
- 判断能力が低下した認知症などの高齢者等には、市町村と連携を図りながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業の利用を促進します。

3 要援護高齢者対策の推進

【現状・課題】

- 一人暮らしの高齢者が、生きがいを持ち、安心して日常生活を過ごすためには、住民相互の支え合いの環境の中で、在宅での自立した生活を支援する保健・福祉サービスをはじめとする生活全般にわたる各種のサービスが必要です。
- このため、引き続き、以下の施策を推進していく必要があります。
 - ・ 認知症高齢者等の判断能力の不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を支援する福祉サービス利用支援事業
 - ・ 高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者の安全や利便に配慮した公営住宅（シルバーハウジング）の適正な維持管理、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や住宅のバリアフリー化を促進するための情報提供（各論第2章第7節参照）

【施策の方向】

- 認知症高齢者等の判断能力の不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を支援する福祉サービス利用支援事業を引き続き実施します。
- 高齢者が生涯安心して暮らせる居住の確保に向け、鹿児島県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の居住支援を促進します。（各論第2章第7節参照）

4 防犯対策の推進

【現状・課題】

- 高齢者の増加や地域社会における連帯感の希薄化の進行等に伴い家庭や地域社会の自律的問題解決機能、犯罪抑制機能の低下が懸念されるとともに、犯罪の悪質巧妙化、広域化が進むなど、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- このような中で、高齢者がうそ電話詐欺（特殊詐欺）や悪質商法等の犯罪被害者となる可能性が高く、高齢者を犯罪から守ることは、高齢者の安全な暮らしを確保する上で重要であり、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例及び具体的な防犯対策を定めた「防犯指針」（高齢者・障害者等の安全確保のための指針）等に基づき、犯罪の起きにくい環境づくりや広報・啓発活動を推進しています。
- 今後も、高齢者が被る犯罪被害の防止に向けた取組を一層推進する必要があります。

【施策の方向】

- 広報・啓発活動の推進
「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「防犯指針」（高齢者・障害者等の安全確保のための指針）等に基づき、高齢者の方々など県民の生命・身体・財産などに危害を及ぼす犯罪を防止するための広報・啓発活動を推進します。
- 各種の防犯運動の展開
全国地域安全運動をはじめ、年末年始地域安全運動など、県民の総力を挙げて犯罪をなくす県民運動を積極的に展開し、高齢者の犯罪被害防止を図ります。
- 防犯ボランティア団体に対する活動の支援
防犯ボランティア団体への犯罪発生状況等の情報提供や合同パトロールの実施など積極的な活動支援を行い、防犯団体の活動の質を高めることにより、高齢者への犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。
- 地域警察官による高齢者宅の訪問など保護活動の推進
交番・駐在所等の地域警察官において、独居高齢者^{*1}等の世帯に対しては、巡回連絡による面接を行い、相談・要望等を把握し、街頭パトロールを通じた声かけなどにより不安の解消と事件・事故の未然防止に努めるとともに、必要に応じて家族や関係機関等と連携した保護活動を行います。

*1独居高齢者…特に生活実態を把握する必要が認められる65歳以上の1人暮らしの高齢者

5 防災対策の推進及び災害時における高齢者等の要配慮者^{*2}に対する安全の確保

(1) 住宅用火災警報器の設置による対策

【現状・課題】

- 消防庁統計調査系システム火災報告によると、住宅火災による死者の8割は高齢者で、その死に至った主な原因（「不明」、「調査中」を除く。）は、「逃げ遅れ」という状況です。（令和元年中）
- 火災の早期発見、早期避難に極めて有効である住宅用火災警報器については、平成23年6月から全ての住宅において設置が義務付けられましたが、住宅用火災警報器設置状況調査によると、本県における住宅用火災警報器の設置率（推計）は91.1%と全国平均（82.6%）を上回っているものの、約1割が未設置の状況です（令和2年7月現在）。引き続き、住宅用火災警報器の一層の普及啓発等に努める必要があります。

【施策の方向】

- 市町村や消防本部とも連携しながら、各種広報媒体や様々な機会を捉えて火災予防思想の普及啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置促進及び定期的な作動確認などの維持管理を図り、住宅火災の発生や特に高齢者の死者の発生を防止します。

(2) 災害時における高齢者等の要配慮者に対する安全の確保

【現状・課題】

- 近年の災害においては、高齢社会を迎えて、一人暮らしや寝たきり、病弱な高齢者等の災害時には自力では迅速な避難行動ができない避難行動要支援者^{*3}の避難誘導体制の整備や、高齢者等に配慮した避難所運営のあり方が課題とされています。
- 特に、本県においては、全国平均を上回る早さで高齢化が進み、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高いことなどから、災害時の安全確保について、防災関係機関と地域の自主防災組織、福祉関係者との連携によって対策を講じることが求められています。

【図表6－2－3】本県の自主防災組織率の推移 (単位：%)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
86.8	83.8	88.6	88.5	92.2	93.2

[県災害対策課調べ]

- 高齢者等の要配慮者が地域で安心して日常生活を継続していくためには、世代を超えて地域住民が共に見守り、支え合う地域づくりを推進する必要があります。また、災害時においては、生活環境の変化により二次的な健康被害も予想されることから、避難所等で生活される方に対して十分に配慮する必要があります。

*2要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

*3避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、避難所における3密（密閉、密集、密接）を避けるために、分散避難の実施や、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する必要があります。
- 大規模災害発生時における初動期（2日間）医療救護のための医薬品等の安定供給が重要です。
- 大規模災害発生時における初動期（2日間）医療救護のために、県内7か所の病院に医薬品等の備蓄を行うとともに、医薬品の優先的な確保に関する協定を県医薬品卸売業協会及び県医療機器協会と締結し、医薬品等の安定的な供給体制を整備しています。
- 高齢者施設等は、日常生活上の支援が必要な人が多数利用していることから、災害等により、ライフラインが長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。
このため、災害時にあっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員招集方法や飲料水、食料、燃料及び電力などの確保策等について検討し、必要な対策を講じることが重要です。

【施策の方向】

- 市町村における「個別計画」の作成等促進
災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、平常時から防災、福祉関係部局、福祉関係者、自主防災組織等の関係者との連携の下、個々の避難行動要支援者に対して避難支援者などを定めた「個別計画」の作成等を促進します。
- 自主防災組織の育成
高齢者等を含む要配慮者の把握や災害情報の伝達等を行う自主防災組織の結成促進及び活性化を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における防災活動等の指導的役割を担う「地域防災推進員」を養成するとともに、県防災研修センターでの研修・訓練や県地域防災アドバイザーを活用した出前講座を実施し、県民に対し、自主防災組織結成や日常的な活動の重要性について広く周知を図ります。
- 市町村における避難所管理運営体制整備の促進
県の「避難所管理運営マニュアルモデル」を参考に、要配慮者の対応、支援等について定めた「避難所管理運営マニュアル」の策定及び適宜見直しを市町村に要請し、避難所管理運営体制の整備を促進します。
- 市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、市町村に対し、災害時に避難所として活用可能な県有施設やホテル・旅館に関する情報提供を行っています。今後も、避難行動要支援者の災害時における安心・安全を確保するため、市町村と連携して必要な支援を行っていきます。
- 市町村における在宅要配慮者の避難支援体制整備の促進
市町村に対し、避難行動要支援者名簿等の整備や防災、福祉関係担当部局との情報の共有化を促進するとともに、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる「福祉避難所」の確保など、避難誘導体制の確立に努めるよう助言します。
- 災害時において、在宅での生活が困難となる要介護の高齢者等については、定員超過での施設の活用など適切な介護サービスが提供されるよう、市町村や介護サービス事業所に助言します。

■各論 第6章 第2節 ■

- 災害時における救援活動などのボランティア活動の促進
ボランティアセンターの活動を支援し、災害時における救援活動などのボランティア活動を促進します。
 - 災害時緊急医薬品等の備蓄及び安定的な供給体制の維持
大規模災害発生時における初動期（2日間）医療救護のために、県内7か所の病院に医薬品等を備蓄し、医薬品等の安定的な供給体制を維持します。
- ア 緊急医薬品等の備蓄
- a 備蓄場所
鹿児島市立病院、済生会川内病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院、県立薩南病院、県立北薩病院、霧島市立医師会医療センター
 - b 備蓄品目及び備蓄量
医薬品等230品目、合計9セット（9,000人分）
- イ 毒物劇物中毒の解毒剤の備蓄
- a 備蓄場所
緊急医薬品等の備蓄してある県内7か所の病院
 - b 備蓄品目
パム注（有機リン剤中毒解毒剤）等4品目
- ウ 業務
- a 備蓄医薬品等の更新及び定期的な品質管理
 - b 県医薬品卸業協会及び県医療機器協会と定期的連絡体制の確認
- 生活機能低下の予防
市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に、避難所等において生活不活発病等による生活機能低下を予防するための項目を記載するよう助言します。
 - 高齢者施設等に対する事業継続支援
 - ア 高齢者施設等に対し、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（BCP）の策定に必要な情報を提供するとともに、国の通知やガイドラインを踏まえ、実地指導等を通じて必要な助言を行うなど、事業継続計画策定の促進を図ります。
 - イ 高齢者施設等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、必要物資の備蓄・調達状況、避難経路等の確認を行うとともに、関係団体と災害時の応援職員の派遣体制の構築を図ります。
 - ウ 高齢者施設等が災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力ができるよう、国の支援制度等を活用し、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を促進します。

（3）要配慮者利用施設に係る水害及び土砂災害対策

【現状・課題】

- 本県は、台風や梅雨期等の豪雨により毎年のように多くの水害及び土砂災害が発生しています。
- 全国では、要配慮者利用施設における水害若しくは土砂災害の避難情報が発表された際の避難誘導等が適切でなく、利用者の避難行動に遅れが生じたことにより被災する事案が発生しています。

- 水防法及び土砂災害防止法により浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に位置し、市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられていますが、その多くの施設は未実施となっています。

【施策の方向】

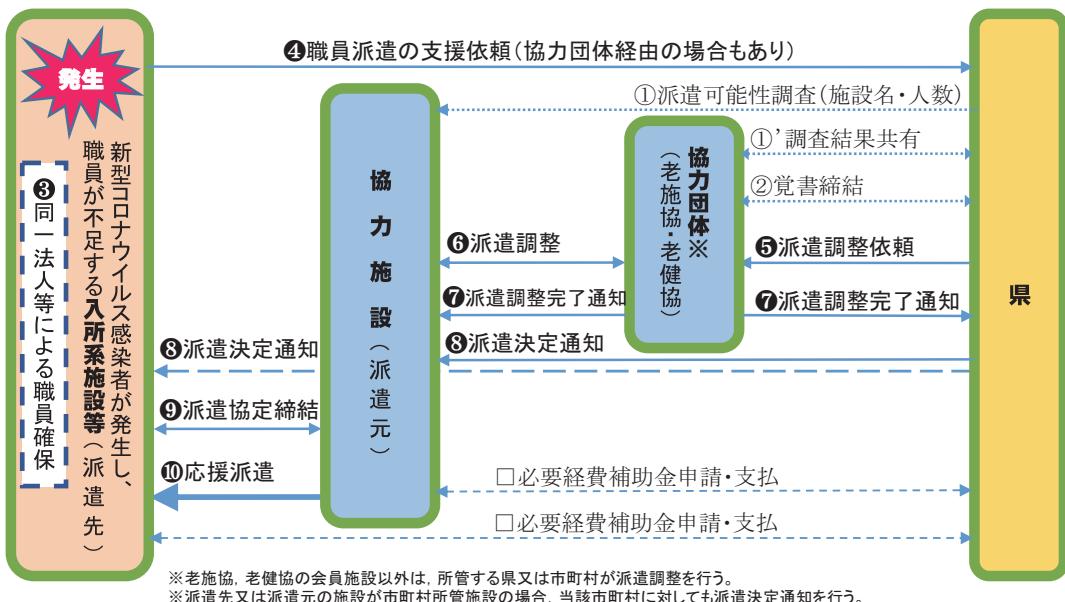
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定促進
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定を推進し、要配慮者利用施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう市町村の警戒避難体制の整備の促進を図ります。
- 市町村に対し、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を市町村地域防災計画に速やかに位置付けるよう働きかけを行います。
- 「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられた要配慮者利用施設がその取組を速やか且つ持続的に実施できるよう関係部局と連携し支援します。
- 高齢者施設等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、必要物資の備蓄・調達状況、避難経路等の確認を行うとともに、関係団体と災害時の応援職員の派遣体制の構築を図ります。

6 感染症対策の推進及び発生時の支援体制の整備

【現状・課題】

- 高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合に、施設内においてクラスターが発生してしまうケースがあります。
- 高齢者施設等でクラスターが発生した場合、サービス提供の維持が困難となり、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。
- そのため、利用者への最低限のサービス提供が維持できるよう、必要な対策を講じることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、高齢者施設内で感染症が発生した場合、保健所と感染症の専門家などで構成する「感染症チーム」が共同で、直ちに当該施設に赴き、現状を把握するとともに、感染拡大を防止するため、施設管理者や地元医師会等など関係医療従事者等と協議を行い、保健所が助言・指導を行うこととしています。
- 市町村によっては、高齢者で希望をする者に対して、PCR検査を行う取組を支援することとしています。
- 感染者や、濃厚接触者が確認された場合に、必要なサービスを継続して提供するための備えが急務となっています。
- 県では、高齢者施設内で感染者が発生した場合に備え、発生した施設から他の施設へ感染者等以外の高齢者を受け入れることや発生した施設へ他の施設から応援職員を派遣することについて、体制の構築等を図っているところです。

【図表6-2-4】高齢者施設における応援体制フロー（調整主体：協力団体）



【施策の方向】

- 高齢者施設等に対し、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（B C P）の策定に必要な情報を提供するとともに、国の通知やガイドラインを踏まえ、実地指導等を通じて必要な助言を行うなど、事業継続計画策定の促進を行います。
- 高齢者施設等に対して、感染防止対策の取組を推進するとともに、感染拡大防止対策に係る研修・訓練を実施します。
また、衛生用品等の必要な物資の備蓄・支給を行います。
- 感染症発生時に備え、関係団体と連携して応援体制の構築・充実を図り、必要なサービスを継続して提供できるよう支援を行います。

【図表6-2-5】衛生・防護用品の備蓄場所について（令和3年2月25日時点）

